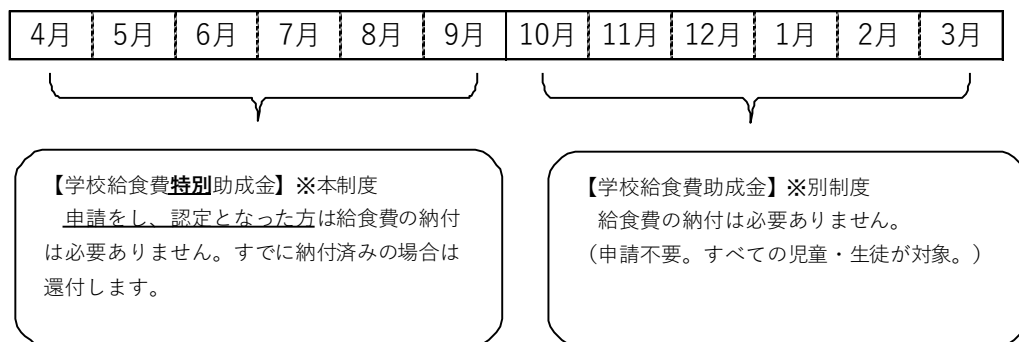


令和6年度 稚内市学校給食費特別助成金についてのお知らせ

稚内市教育委員会学校給食課

1 制度の概要

本制度は、認定基準を満たす方に対し、給食費の上半期（4月から9月）分を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。別の制度により、小中学生全員を対象に下半期（10月から3月）分の給食費が助成されていますので、本制度の対象となる方は、あわせて一年間の給食費が無償となります。



※年度途中で転入された方、転出される方については助成対象の月が上記の内容と異なる場合があります。助成対象の月が異なる方が認定となった場合は、個別にご案内します。

2 助成の対象者について

次の2つを満たしている方が対象となります。

- (1) お子さまが稚内市の小学校又は中学校に在籍していること。
- (2) 世帯全員の令和6年度市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。
(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

※生活保護や就学援助の認定を受けている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定期間が終了となった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については令和6年度納税通知書等(裏面を参考にして下さい)で確認できます。

3 申請について

本制度は申請が必要となります。以下のとおり申請手続きを行ってください。

- (1) 申請書を、同封の返信用封筒に入れ、児童・生徒が在学する学校へ提出してください。(市民税の課税状況の照会に同意しない方、令和6年1月2日以降に転入された方は添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書記入例をご覧ください。)
- (2) 提出期限は令和6年8月30日です。申告等で遅れる方は、学校給食センターまで連絡してください。
- (3) 申請書は稚内市のホームページからダウンロードできるほか、学校または給食センターにありますのでお問合せください。

4 助成金交付のながれ

- (1) 申請者が認定基準を満たしているか、審査が行われます。
- (2) 審査結果に基づき、11月中旬までに認定通知、又は却下通知が送付されます。
- (3) 認定になった方は助成金が4月～9月分の給食費に充てられます。すでに納付済みの方については、納付済みの給食費を還付します。

5 その他

不明な点等がありましたら、稚内市学校給食センターまでお問い合わせください。

問い合わせ/

稚内市学校給食センター（学校給食課学校給食グループ）

☎ 33-6513（8時～16時）

ホームページ

<http://www.kosodateyell.city.wakkanai.lg.jp/>

わからない子育て応援サイト えーる

トップ▷目的別で探す：手当・助成金▷

給食費助成事業について

(所得割課税額の確認方法について)

令和6年度 給与所得等に係る 市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総所得③ 山林所得 雑短期譲渡 雑長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引	市民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	控老 扶養親族 特別 同居老 16歳未満 その他	道民税 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 森林環境税額⑧ 特別徴収税額⑨
(摘要)		所得控除合計②		差引前付額(⑨-⑩-⑪) 変更前税額⑬ 増減額(⑨-⑬) 変更月

給与から市民税が引かれている方

この部分の金額を参照します

令和6年度 市民税・道民税 決定の明細②

区分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額
総所得金額				
山林				
分離課税の所得の内訳	短期譲渡	一般分		
		軽減資産分		
	長期譲渡	一般分		
		特定資産分		
		軽減資産分		
	株式等の譲渡	一般株		
	上場分			
上場株式等の配当等				
先物取引				
算出所得割額合計				
調整控除額				
税配当控除額				
額住宅借入金等特別税額控除額				
額寄附金税額控除額				
額外国税額控除額				
額配当割額控除額等				
所得割額①				
均等割額②				

市民税を納付書又は口座振替で納めている方
(納税通知書4ページ目)

この部分の金額を参照します

①より控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額A	
森林環境税額③	
年税額④(①+②+③)	
Aに係る充当又は委託納付額⑤	
給与特別徴収税額⑥	
年金特別徴収税額⑦	
既納付済額⑧	
普通徴収税額④-⑤-⑥-⑦	
※配当割額控除額等=配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額	
減税控除済額⑨	
控除外額⑩	